

# 地方分権改革有識者会議ヒアリング資料

平成25年10月16日

全国町村会

渡邊 廣吉(新潟県聖籠町長)

## 義務付け・枠付けによる見直しについて(第1次一括法)

平成25年9月19日 新潟県聖籠町作成

No		根拠法令	条例委任事項	町所管課	移譲によるメリット	移譲によるデメリット
1	第1次一括法	介護保険法	地域密着型介護予防サービスの従業員数、施設運営基準等	町民課		以前から市町村が許認可権を持っていたため、手続の効率化につながっていない。
2	第1次一括法	公営住宅法	公営住宅の整備基準、入居基準等	ふるさと整備課	該当なし。	該当なし。
3	第1次一括法	道路法	道路構造の技術的基準、道路標識の寸法等に係る基準	ふるさと整備課	地域の実情に応じた基準の設定(積雪地域に応じた基準の設定が可能となった)。	基準を見直すに十分な情報を把握する必要がある。
4	第1次一括法	河川法	河川管理施設等の技術的基準	ふるさと整備課	該当なし。	該当なし。
5	第1次一括法	地方公営企業法	利益及び資本剰余金の処分	上下水道課	該当なし。	該当なし。
6	第1次一括法	職業能力開発促進法	公共職業能力開発施設を行う職業訓練の対象者等に関する基準	産業観光課	該当なし。	該当なし。

## 義務付け・枠付けによる見直しについて(第2次一括法)

平成25年9月19日 新潟県聖籠町作成

No		根拠法令	条例委任事項	町所管課	移譲によるメリット	移譲によるデメリット
1	第2次一括法	社会教育法	公民館運営審議会の委員の基準	社会教育課		
2	第2次一括法	図書館法	図書館協議会の委員の基準	図書館		
3	第2次一括法	博物館法	博物館協議会の委員の基準	社会教育課	該当なし。	該当なし。
4	第2次一括法	水道法	監督業務を行う技術者の資格基準等	上下水道課		
5	第2次一括法	介護保険法	地域密着型介護老人福祉施設の指定基準 入所定員等	町民課	地域の実情に応じた基準の設定(特養居室定員1人・2人を1人・2人・2人以上4人以下まで緩和する)。	以前から市町村が許認可権を持っていたため、手続の効率化につながっていない。
6	第2次一括法	道路法	駐車場の標識の表示基準等	ふるさと整備課	地域の実情に応じた基準の設定(積雪地域に応じた基準の設定が可能となった)。	
7	第2次一括法	都市公園法	都市公園の配置・規模の技術的基準等	ふるさと整備課	地域の実情に応じた基準の設定(住民1人あたりの公園面積は、現状を踏まえて国基準より高い設定とした等)。	基準の条例化作業による業務負担増に見合った効果について疑問がある(法での規制で十分でないか)。
8	第2次一括法	駐車場法	駐車料金等の標識の基準	ふるさと整備課	該当なし。	該当なし。
9	第2次一括法	下水道法	公共下水道の構造の技術上の基準等	上下水道課	地域の実情に応じた基準の設定(終末処理場の部分を削除して制定)。	下水道整備がほぼ完了しているため、見直しの効果が実感できていない。
10	第2次一括法	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	道路の構造に関する基準、特定公園施設の設置に関する基準	ふるさと整備課	職員の意識向上(施設設置・回収にあたっての設置基準への配慮意識の強化)	基準の条例化作業による業務負担増に見合った効果について疑問がある(法での規制で十分でないか)。
11	第2次一括法	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	一般廃棄物処理施設における技術管理者の資格	生活環境課	該当なし(豊栄郷清掃施設処理組合で制定)。	該当なし(豊栄郷清掃施設処理組合で制定)。
12	第2次一括法	職業能力開発促進法	公共職業能力開発施設における職業訓練の実施に関する基準等	産業観光課	該当なし。	該当なし。
13	第2次一括法	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	延焼等危険賃貸住宅の代替住宅である公営住宅の入居基準等	ふるさと整備課	該当なし。	該当なし。
14	第2次一括法	マンションの建替えの円滑化等に関する法律	賃借人代替住宅又は転出区分所有者代替住宅である公営住宅の入居基準等	ふるさと整備課	該当なし	該当なし

## 第2次一括法による移譲権限

平成25年9月19日 新潟県聖籠町作成

No	事務・権限の名称	根拠法令	事務・権限の内容	町所管課	移譲によるメリット	移譲によるデメリット
1	災害派遣要請を求めた旨の防衛大臣等への通知	災害対策基本法	災害派遣要請を求めた旨の防衛大臣等への通知	生活環境課	災害等発生時の体制や即応力が強化された。	特になし。
2	町及び字の区域の新設等の届出、告示	地方自治法	町及び字の区域の新設等の届出、告示	総務課	市町村が直接告示まで行う事となり、自治権が強化されるとともに、事務効率も向上した。 ※以前は、市町村議会での議決のうえ、都道府県に届出をし、知事による告示となり、市町村自ら事務を完結することができなかった。	特になし。
3	身体(知的)障害者相談員への相談業務の委託等	身体(知的)障害者福祉法	身体(知的)障害者相談員への相談業務の委託等	保健福祉課	相談に県の窓口まで行かなければならなかったが、町で相談が可能となり利便がよくなった。	特になし。
4	未熟児訪問指導	母子健康法	未熟児訪問指導	保健福祉課	移譲前から県(保健所)との調整により町保健師が実施しており、移譲後も全く問題はない。	特になし。
5	未熟児養育医療の給付等		未熟児養育医療の給付等	保健福祉課	移譲前から県(保健所)との調整により町保健師が実施しており、移譲後も全く問題はない。	該当事例が少ないため、ノウハウの蓄積やその引継が困難と思われる。
6	育成医療の支給認定等	障害者総合支援法(障害者自立支援法)	育成医療の支給認定等	保健福祉課	申請書に課税証明が必要だったが、課税情報を町内部で収集が可能となり、書類を省略できるようになった。	特になし。
7	農地等の権利移動の許可	農地法	農地等の権利移動の許可	農業委員会	申請して許可が下りるまで約1ヶ月の期間を要していたが、許可期間が大幅に短縮された。	専門的知識を必要とするため、当該職員が異動した場合等に不安が残る。
8	都市計画の決定	都市計画法	都市計画の決定	ふるさと整備課	町の自治権の強化。	特になし。
9	都道府県道の管理協議	道路法	都道府県道の管理協議	ふるさと整備課	町の自治権の強化。	特になし。
10	市町村が景観行政団体として事務を行う場合の都道府県知事の協議、同意	景観法	景観行政団体として事務を行う場合における都道府県知事への同意を要する協議を同意を要しない協議とする	ふるさと整備課	町の自治権の強化。	特になし。



## 条例による事務処理特例制度による移譲事務・権限

平成25年9月19日 新潟県聖籠町作成

No	事務・権限の名称	根拠法令	事務・権限の内容	町所管課	移譲によるメリット	移譲によるデメリット
2	家庭用品品質表示法に基づく適正表示に関する事務	家庭用品品質表示法	適正表示の指示、申出の処理報告、立入検査など	町民課	管轄市町村が立入事務をすることで、地元の販売店、事業所、又は保管倉庫の所在の把握が容易である。(地元精通した町が事務を行うため、立入対象を主要な大型店以外にもきめ細かに選定することができる。)	デメリットは特にないが、協力を求める地元販売店に対し、立入検査という不信感を抱く販売店があるため、趣旨を十分説明し、不利益が生じないように注意する必要がある。(立入検査時にもし、規格に適合しない製品があっても、販売業者に非はなく、製造業者に対し、指導することが目的であるため)
3	消費生活用製品安全法に基づく適正表示に関する事務	消費生活用製品安全法	報告の徴収、立入検査、製品の提出命令	町民課	同上	同上
4	電気用品安全法に基づく適正表示に関する事務	電気用品安全法	報告の徴収、立入検査、製品の提出命令	町民課	同上	同上
200	騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域指定事務	環境基本法	騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域指定	生活環境課	地域の実情に即した地域指定が可能となった。	
201	自動車騒音に係る常時監視	騒音規制法	自動車騒音の常時監視	生活環境課	関連課と円滑な情報共有が可能となった。	
202	騒音規制地域の指定等に関する事務	騒音規制法	騒音規制地域、基準の指定	生活環境課	地域の実情に即した指定が可能となった。	
203	振動規制地域の指定等に関する事務	振動規制法	振動規制地域、基準の指定	生活環境課	地域の実情に即した指定が可能となった。	
204	悪臭防止地域の指定等に関する事務	悪臭防止法	悪臭防止地域、基準の指定	生活環境課	地域の実情に即した指定が可能となった。	
29	火薬類の取締事務	火薬類取締法等	煙火の消費許可に関する事務等などの一部	生活環境課	地域の実態に即した対応が可能となることから、周辺住民の安全・安心の確保に寄与できるとともに、事故時においても速やかな対応が可能となった。	
61	精神障害者保健福祉手帳に関する事務	精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律	精神障害者保健福祉手帳の交付	保健福祉課	処理期間の短縮に伴いサービスが向上した。	

## 条例による事務処理特例制度による移譲事務・権限

平成25年9月19日 新潟県聖籠町作成

No	事務・権限の名称	根拠法令	事務・権限の内容	町所管課	移譲によるメリット	移譲によるデメリット
77	簡易専用水道に関する事務	水道法	立入検査等の監督、清掃等の改善指示、給水停止命令	上下水道課	責任分界点である受水槽への入り口より二次側についての水質等について異常を確認した時点で早急に指導が出来るようになった。受水槽以降の利用者にとってもメリットがある。	他の水道事業者からの水道水供給箇所について、給水装置の申請時に配管のやり直し等の指示は水道事業者でも行っており、町が配管について改善等の指示をすることは越権行為ではないかとも思う。 (例えば、新潟市等は市の保健所が業務を行っている)
78	貯水槽給水施設(簡易専用水道を含む)に関する事務	新潟県貯水槽給水施設の衛生管理指導要綱	設置の届出の受理、設置者への指示など	上下水道課	責任分界点(受水槽)以降の施設(給水装置)についても、手直し等の指示が出せるようになり受水槽利用者に対して安全な水を供給することが可能となった。	町には、別の水道事業者の給水箇所があり、その水道事業者に対しての指導に支障が出る可能性がある。(町と他の水道事業者との基準が異なった場合)
104	工場立地法に関する事務	工場立地法、工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律	特定工場の新設(変更)の届出の受理、氏名等変更、承継の届出の受理、既存工場の最初の変更届出の受理	東港振興室	<p>■企業のメリット ⇒身近な市町村で手続きが済むことで、届出の時間と手間を大幅に短縮できる。</p> <p>■市町村のメリット ⇒届出を通じて企業情報を入手することができ、これまで以上に企業との密接なコミュニケーションが図られる。</p>	デメリットでは無いが、「緑地面積率等に係る地域準則の制定」に係る事務権限までは移譲されないことがネックではある。 (地方分権第2次一括法によりH24.4月から都道府県その他、市までは移譲されているが、町村には移譲されていない)
108	農業振興地域制度に関する事務	農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域内における開発行為の許可	産業観光課	道路、農業用排水施設等農業振興上必要と認められる施設であり、農林水産省令で定めるもの用に供するために行う行為に必要な農用地区域内における開発行為について、申請から許可までの時間が県知事許可より短縮された。	
166	屋外広告物に関する事務(簡易除却)	新潟県屋外広告物条例	簡易違反広告物の除却	ふるさと整備課	町の自治権の強化及び迅速な対応が可能となった。	
167	都市緑地法に関すること	都市緑地法	緑地保全計画の策定、公表、標識の設置、立入検査及び調査等	ふるさと整備課	町の自治権の強化につながった。	
169	市街地の再開発に関する事務	都市再開発法	市街地再開発事業の促進区域内における建築の許可等、第一種市街地再開発事業施行区域内における建築行為等の許可等	ふるさと整備課	処理期間の短縮に伴いサービスが向上した。	
229	被災市街地復興推進地域内における建築行為等の許可に関する事務	被災市街地復興特別措置法	被災市街地復興推進地域内における建築行為等の許可	ふるさと整備課	対象被災者への速やかな対応が可能となった。	